

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日		開 会
		午前 9 時 3 0 分
		閉 会
		午前 1 0 時 0 0 分
出席者	委員	野 元 好 美 加 藤 明 徳 古 内 明 △米 山 定 克 ○阿 部 善 博 中 村 昌 治 二 木 栄 一 松 永 千 賀 子 大 沢 洋 子 須 田 毅 角 尾 彰 央
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行
欠席者	な し	
説明の ための 出席者	な し	
事務局 職 員	今田議会事務局長 河本議事課長 佐藤同課担当課長 今村同課主幹 竹下同課主査 北野同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長	

協議事項	相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について 平成２２年相模原市議会１２月定例会の運営について （１）会期 （２）会議開催日 （３）代表質問・個人質疑通告期限 （４）一般質問通告期限 （５）議事日程 （６）一般質問通告者数について （７）その他 ① 部会の開催について ② 議員派遣の議決について ③ ３月定例会会議日予定（仮案）について その他
傍聴者	あり
署名	委員長 阿 部 善 博

午前 9 時 3 0 分 開会

○阿部委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 1 1 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について

○阿部委員長 相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
を議題とする。

事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 資料 1－1 をお開きいただきたい。

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則については、前回の議運において、全員協議会規程の内容が固まったことを受けて、委員会提出議案第 2 号として、会議規則の一部改正を行うことになる。

委員会提出議案第 2 号の中ほどにある第 7 章、協議又は調整を行うための場から、一番下の別表第 1 5 0 条までについては、平成 2 1 年 5 月の議運において、既に了承してもらった経過がある。

資料 1－2 に新旧対照表があるので、そちらをごらんいただきたい。

今回の改正は、現行の規則との条文の入り繰りを行う必要があり、現行の第 7 章、議員の派遣を第 8 章として、新たに第 7 章として、協議又は調整を行うための場を入れ込むことになる。

その他、会議規則の文言の整理もあわせて行うこととなる。

それでは、条文を読み上げるので、新旧対照表とあわせて確認いただきたい。

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則

相模原市議会会議規則（昭和 4 2 年相模原市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 151 条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第 152 条とし、第 8 章を第 9 章とする。

第 7 章中第 150 条を第 151 条とし、同章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第 150 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けることに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 150 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政等に関する重要案件の協議	全議員	議長

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 23 日から施行する。

提案の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための規定の追加
その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

以上、委員会提出議案については、本会議最終日に阿部委員長より提案してもらい、採決まで行いたいと思う。

なお、第 150 条の第 4 項に当たる全員協議会の規程については、議長決済をもらって、会議規則と同時施行、12 月 23 日施行とさせてもらうことになる。

○阿部委員長 この件に関して、質疑、発言があったらお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまの説明のとおりとする。

—————◇○◇—————

平成 22 年相模原市議会 12 月定例会の運営について

○阿部委員長 12 月定例会の運営についてを議題とする。

事務局から資料について説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 それでは、12 月定例会会議予定案について説明する。資料 2 をごらんいただきたい。

初日は 11 月 18 日で、条例案件の提案説明、それから一部、委員会付託をしてもらう。右の欄に書いてあるが、総務委員会では給与関連の条例、それから、議員も含めての市長、教育長の条例の関係、これは 11 月中に議決が必要となることから、本会議終了後、総務委員会を開催してもらいたい。それからもう 1 件、家庭的保育事業に関する条例について、少し施行を早めたいという意向があり、できるだけ早い時期に議決をもらいたいということから、19 日に民生委員会を開催してもらいたいと考えている。内容については、後ほど詳しく説明する。19 日が代表質問・個人質疑通告期限、午後 5 時までとなっている。それから、本会議 2 日目、11 月 29 日だが、ただいま説明した総務委員会、民生委員会に一部付託した案件について、委員長報告から採決まで行ってもらい、残る議案については、ここで代表質問・個人質疑が行われる。30 日が予備日となっている。それから、12 月 2 日から翌週の 12 月 8 日まで、総務、環境経済、民生、建設、文教とそれぞれ委員会を開催してもらうが、備考欄にあるように、環境経済、建設、文教については、それぞれ部会をお願いしたいと考えている。それから、翌 9 日が一般質問通告期限、午後 3 時までとなっている。そして、17 日から 20 日、21 日の 3 日間で一般質問を行ってもらい、最終日が 22 日、委員長報告から採決まで行ってもらう。なお、議会だよりのための議会運営委員会は、1 月 20 日午前 9 時半からお願いしたいと考えている。

○阿部委員長 議事課長。

○河本議事課長 引き続き、議事日程について説明する。資料３をごらんいただきたい。

１ ２月定例会付議事件一覧だが、議案２２件、報告１件、合計２３件で、議案の内訳は資料に記載のとおりである。

１ ページをごらんいただきたい。

議案第８７号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、勤務時間の規定の整理、休憩時間を１時間とするための規定の改正を行うもので、現行の休憩時間４５分を１５分間延長して１時間とするとともに、勤務時間も現行の午後５時までのものを午後５時１５分までとするものである。

議案第８８号相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、退職手当の支給制限、支払いの差し止め及び返納に係る対象範囲の拡充その他所要の改正を行うもので、退職手当支払い後に懲戒免職処分に相当する行為が発覚しても、現行制度においては、禁錮以上の刑に処せられない限り、退職手当を返納させることができないことから、返納を命ずることができるよう所要の改正を行うものである。

議案第８９号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給する給与の算定方法に係る規定の改正をするもので、国際協力等の目的で職員を外国の地方公共団体等に派遣する場合の給与については、一般職の給与と同等とするものである。

議案第９０号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、大規模な事業の評価に関する事項を調査審議させるため、相模原市大規模事業評価委員会の設置をするに当たって、附属機関の名称、設置目的、委員の数及び委員の任期の規定を追加するものである。

議案第９１号相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例については、国民健康保険内郷診療所の建てかえに伴い、隣接する、さがみ湖リフレッシュセンターの位置の表示の変更を行うものである。

次に２ページだが、議案第９２号相模原市家庭的保育事業による保育の

実施に関する条例については、保育所待機児童の解消に向けて、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業により保育を行うため、対象児童、家庭的保育者の要件、利用の申し込み、家庭的保育者の認定等について所要の定めをするものである。

議案第 9 3 号相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、道路占用料の額の改定、道路占用料の減免対象物件の追加その他所要の改正をするもので、改正の内容としては、応急仮設建築物や鉄道施設にかかわるものを減免物件として追加したり、道路占用料の額の改定を行うものである。なお、この条例に準じて、下段にある 2 の相模原市都市公園条例及び 3 の相模原市認定外道路管理条例についても、あわせて一部改正を行うものである。

3 ページをお開きいただきたい。議案第 9 4 号、9 5 号は、ともにさがみ縦貫道路仮称城山インターチェンジに接続する工事で、議案第 9 4 号工事請負契約については、津久井広域道路インターチェンジ接続工事その 3 にかかわるものである。工事の場所は緑区小倉で、契約金額は 8 億 5, 1 4 5 万 5, 5 0 0 円、契約の相手方は、市内業者 3 社による共同企業体である。履行期限は、本契約の締結から 8 2 0 日以内である。工事の概要としては、延長 5 7 0 メートル、幅員が本線で 2 2 メートルとなっている。

議案第 9 5 号工事請負契約については、津久井広域道路インターチェンジ接続工事その 4 にかかわるもので、工事の場所は同じく緑区小倉、契約金額は 8 億 6, 7 6 1 万 5, 0 0 0 円、契約の相手方は、市内業者 2 社と市外業者 1 社による共同企業体である。工事の概要としては、延長 6 1 2. 5 メートルで、工事区間に 3 つの橋梁が予定されている。

4 ページをごらんいただきたい。議案第 9 6 号工事請負契約の変更については、公共下水道境川第 2 8 バイパス雨水幹線整備工事 1 工区の契約金額の変更にかかわるもので、工事の場所は上鶴間 3 丁目周辺で、平成 2 1 年 6 月に 9 億 8 2 5 万円で本契約を締結したものだが、トンネル掘削中にわき水が発生したことから、土の崩落を防ぐためにトンネル上部に板を設置して、トンネル上部に薬剤を注入する必要が生じたことから、契約金額を増額し、変更後の契約金額を 1 0 億 4, 3 0 3 万 1, 1 5 0 円とするものである。

議案第 97 号工事委託協定の変更については、相模線南橋本駅橋本駅間都市計画道路大山氷川線立体交差工事にかかわる契約金額を減額するものである。本契約は、東日本旅客鉄道株式会社を相手方として、平成 20 年 1 月に 17 億 1,000 万円で契約を締結したもので、施工場所近くにある東京電力鉄塔の傾斜を防ぐための地盤改良に際して、想定より地盤に対する影響が少なく、地盤改良に要する経費等が減少したことから、契約金額を 10 億 400 万円で減額するものである。

議案第 98 号から議案第 100 号については、指定管理者の指定にかかわるもので、議案第 98 号は、相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者として、特定非営利法人湘北福祉会を指定するもので、指定の期間は、次の議案第 99 号と同じく、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとなっている。

5 ページの議案第 99 号指定管理者の指定についてだが、並木団地の指定管理者として、共同企業体ウィッツを指定するものである。

議案第 100 号指定管理者の指定については、谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場の指定管理者として、財団法人相模原市都市整備公社を指定するもので、指定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までとするものである。

議案第 101 号指定管理者の指定の期間の変更については、相模原市相模川ふれあい科学館の再整備に係る工事着手の予定時期を変更したことに伴い、現在の指定管理者である株式会社横浜八景島に対する指定の期間を変更するもので、平成 23 年 3 月 31 日までとしていた指定期間を、平成 24 年 8 月 31 日までに変更するものである。

議案第 102 号当せん金付証票の発売限度額については、平成 23 年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法の規定により提案するものである。

次に 6 ページだが、補正予算が 3 件ある。

議案第 103 号平成 22 年度相模原市一般会計補正予算第 3 号は、40 万円の補正額で、先ほど議案第 92 号で説明した家庭的保育事業にかかわるもので、家庭的保育者になる者に対する研修にかかる費用である。

議案第104号平成22年度相模原市一般会計補正予算第4号は、29億760万円の補正額で、詳細については、議案と一緒にお手元に配付した補正予算の概要を参照してもらいたいが、案件については、5委員会すべてにわたるものである。

議案第105号平成22年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算第2号は、1,380万円の補正額で、要介護認定事務にかかわる経費を追加するものである。

議案第106号相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事委員会の給与等に関する勧告等を勘案し、一般職の給料、期末手当その他所要の改正をするもので、1の給料月額の改定については、行政職給料表(1)で平均0.7%の引き下げ、2の地域手当については、支給率10%を9.5%に引き下げ、7ページになるが、3と4の期末勤勉手当については、合計で0.2月の引き下げとなる。

議案第107号相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、市長等常勤の特別職、教育長及び市議会議員に支給する期末手当の改定をするもので、8ページをごらんいただきたいが、12月期について、0.15月引き下げを行うものである。

議案第108号相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例については、従来の盛土等の規制に関する条例を全部改正したもので、土砂等の埋め立て等の一層の適正化を図るため、事前協議、許可申請手数料、罰則の強化その他所要の改正をするものである。

9ページをお開きいただきたい。報告第21号は損害賠償額の決定にかかわるもので、交通事項に係るもの4件、道路管理に係るもの4件の合計8件につき、専決処分したものである。

次に、委員会提出議案として、先ほど説明した相模原市議会会議規則の一部を改正する規則についてがあり、最終日に議運の委員長から提案してもらい、採決までお願いしたいと思う。

請願・陳情だが、12月定例会に提出される陳情は現時点で4件で、文書表については、後日配付したいと思う。

監査報告は6件あるが、うち3件が未配付で、提出され次第、配付したいと思う。

資料３－２をごらんいただきたい。

提出が予定される請願・陳情は、医師・看護師等の大幅増と夜勤改善等についての１件である。

資料４をごらんいただきたい。

閉会中継続審査案件は、総務委員会にかかわるものが４件、民生委員会にかかわるものが１件の合計５件である。

続いて、会議日程を説明する。資料５をごらんいただきたい。

第１日目、１１月１８日は提案になるが、まず、通し番号１から１８までを一括して説明して、質疑を受ける。次に、通し番号１９から２２までは、先ほど話にあった給与条例、期末手当の基準日が１２月１日となっていることから１１月中に議決が必要になることと、家庭的保育事業に関しても、４月から実施するに当たって、保育事業者の募集、選考、研修等の必要があることから、ここで議決してもらう必要があるということで、説明の後、質疑を受けて、委員会付託を予定している。本会議終了後に総務委員会を開催してもらって、民生委員会は総務委員会と副市長の出席が重なることから、翌１９日に開催をお願いできればと思う。

２ページの第２日目、１１月２９日は代表質問・個人質疑となるが、代表質問に入る前に、先ほどの総務、民生委員会の委員長報告から採決までお願いしたいと思う。それから、代表質問・個人質疑に入り、１１月３０日は予備日となっているが、代表質問・個人質疑終了後に、議案第８７号から陳情第２０号までが委員会付託となる。

次のページ、第３日目、１２月１７日から５日目の２１日までは一般質問となる。

６日目、最終日だが、１２月２２日、委員長報告から採決までお願いしたいと思う。そして、委員会提出議案の提案説明から採決、専決処分及び監査報告で閉会となる。

○阿部委員長 この件に関して、質疑、発言があったら願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、ただいまの説明のとおり決定する。

次に、（６）一般質問通告者数についてを議題とする。

各会派の１２月定例会の通告者数を伺う。

新政クラブ。

○須田委員 私どもは7名である。

○阿部委員長 公明党。

○加藤委員 3名である。

○阿部委員長 民主クラブ。

○大沢委員 3名である。

○阿部委員長 無所属クラブ。

○野元委員 3名である。

○阿部委員長 市民連合。

○二木委員 3名である。

○阿部委員長 日本共産党。

○松永委員 2名である。

○阿部委員長 創史会。

○古内委員 2名である。

○阿部委員長 新政クラブ7、公明党3、民主クラブ3、無所属クラブ3、市民連合3、日本共産党2、創史会2、無所属の小林正明議員1、無所属の吉田悌議員1、合計25名ということになる。

次に、(7)その他に入る。

事務局から説明を求める。

議事課長。

○河本議事課長 (7)その他ということで、部会の開催について、理事者側から申し出があった。

まず、環境経済部会は、(仮称)相模原市森林ビジョン(素案)の策定について、(仮称)相模原市里地里山条例(案)の概要について、旧南清掃工場の解体及び跡地利用計画の策定について、一般ごみ収集業務の民間委託の推進についての4件。

建設部会は、相模原市屋外広告物条例の改正(案)の概要について、(仮称)相模原市営相模大野駅西側自転車駐車場の設置について、当麻地区特定保留区域の土地利用方針についての3件。

文教部会は、相模原市支援教育推進プランの改定について、相模原市スポーツ振興計画の改定について、第二次相模原市子ども読書活動推進計画

の策定についての3件。以上、10件の部会の開催の申し出があった。

続いて、議員派遣について説明する。資料7をごらんいただきたい。

今回、議員派遣については3件予定されており、まず1番目の指定都市市長会税財政関係特別委員会の党派別要望運動については、相模原市は指定都市に移行したことにより、新たに大都市の実態に即した財源の拡充を図る要望を各政党に行うということで、本市では税財政特別関係委員会ということで、政令指定都市に関する特別委員会がそれに相当することになったので、政令指定都市に関する特別委員会の委員を各党に派遣するというので、民主党の要望活動ということで、11月25日、落合議員の派遣について承認をいただくものである。これ以外の自民党、共産党、公明党は議会の初日の前に要望活動が終わっていて、今回、本会議中の日程ということで、民主党にかかわるものを議員派遣ということで承認してもらうことになる。なお、派遣する委員は政令指定都市に関する特別委員会に属する委員ということで、民主党は渡辺委員だが、今のところ都合が悪いということで、そのかわりに落合議員の名前が挙げたということで承知いただければと思う。

2番目だが、県央八市議会議員合同研修会、神奈川県央地区の市議会との合同研修ということで、来年1月28日、相模原市が会場として開かれ、全議員が対象になる。

3番目だが、1市1町1村議会正副議長連絡会研修会、愛川町で来年の1月または2月ということで、日程については、今、調整中ということで、わかり次第お知らせしたいと思うが、派遣議員については、菅原副議長にお願いできればと思っている。

なお、議会派遣の承認については、通常、最終日に行っているが、今説明した1番の関係が11月25日に派遣があるので、最終日では間に合わないことから、今回は12月定例会初日をお願いできればと思っている。

○阿部委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないので、以上でこの件についてを終わる。

3月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 それでは、平成23年3月定例会会議日予定仮案について説明する。資料8をごらんいただきたい。

3月定例会の日程だが、来年はちょうど選挙の年に当たり、政令指定都市に移行した結果、通常の一般市よりも2週間早く選挙が行われることになっており、現在の予定だと4月10日と伺っている。通常、3月定例会は二十五、六日あたりが最終日という日程の決め方をしていたが、市長も含めて同時の選挙といった日程の関係もあって、1週間繰り上げたような日程組みをしているので、御承知おきいただきたい。

まず、初日が2月15日で提案説明となる。翌16日が代表質問・個人質疑通告期限、23、24日が本会議で代表質問・個人質疑が行われ、28日から3月4日までがそれぞれの委員会、一般質問通告期限が7日となり、15、16、17日の3日間で一般質問を行ってもらい、最終日が18日となる。なお、3月定例会のための議会運営委員会については、2月9日午前9時半からお願いできればと思っている。

○阿部委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

なお、3月定例会は3月18日に終了し、これまでは選挙と重なっていたので、議会だよりのための議会運営委員会は開かれなかったが、今回は選挙が早まっているということで、4月中旬には議会だよりのための議会運営委員会が開催できる。皆さんは4月29日まで任期があるので、選挙は終わっているが、現行の議会運営委員会のメンバーで、3月議会の議会だよりの確認をするということで招集を行いたいと思うので、御承知おきいただきたい。いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

事務局長。

○今田議会事務局長 少し説明が足りなかったが、実は4月に市長選挙が行われるのは、市制施行以来、大分前にはあったかもしれないが、最近では初めての経験で、予算の立て方というか、予算審議のやり方だが、一応、市長側からは、骨格予算で、あくまでも、政策的な経費については、新しい市長が決定次第、そこで肉づけ予算の形で、6月になると思うが、

補正予算の形で出ていくといった方法で行いたいと伺っている。また、通常、3月には施政方針演説を行うが、これについても、選挙をすぐ控えている状態なので、行わないことになる。もしかしたら、質疑の仕方に影響が出てくるかもしれないので、あらかじめ御承知おきいただければと思う。

○阿部委員長 ただいまの件はいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

予算審議の内容は骨格予算、施政方針演説はなしということで御了承いただきたい。

—————◇○◇—————

その他

○阿部委員長 その他について、何か発言があったらお願いします。

今回は議会改革の件もないか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、その他を終わる。

次回の議会運営委員会は、12月22日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前10時00分 閉会